第１９条関係

子どものための教育・保育給付認定利用者負担額減免非該当通知書

取　発第　　号
年　　月　　日

様

取手市長

年　　月　　日付けで申請のあった利用者負担額の減免申請については，調査の結果非該当となりましたので通知します。

（理由）

教　　示

(1) この決定に不服がある場合には，行政不服審査法の定めるところにより，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると，正当な理由がある場合を除き，審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定については，行政事件訴訟法の定めるところにより，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，取手市を被告として(訴訟において取手市を代表する者は取手市長となります。)，処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると，正当な理由がある場合を除き，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また，上記の審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると，正当な理由がある場合を除き，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。